

(参考) 投稿論文査読のガイドライン

本ガイドラインは、日本リモートセンシング学会誌への投稿論文に対する査読方針について示したものです。査読の前には是非お読みください。

1. 学会誌発行の目的は、

- (1) 会員に研究発表の場を提供する、
- (2) 会員に有用な情報を提供する、

ことにあります。

投稿論文（論文，小論文，技術報告，総説（レビュー））に対する査読は，この2つの視点から行ってください。即ち，(1)の立場からは投稿論文は出来るだけ掲載すべきであるが，一方(2)の立場からは，有用な情報の全く含まれていないものは不掲載とする，ということになります。

2. 査読においては，不掲載とすべき積極的理由があるか否かを判断してください。不掲載とすべき積極的理由が見いだせない場合は，むしろ掲載の機会を与える方向で判断することとします。

3. 基本的には，投稿論文の内容については著者が責任を負うものと考えます。このため投稿論文の内容を大きく変えるような過度なアドバイスは避けてください。

4. 不掲載とすべき積極的理由としては、

- (1) 既発表のもの
- (2) 有用な情報が全く含まれないもの
- (3) 明確な誤りがあるもの
- (4) 本学会の趣旨と著しく無関係なもの
- (5) 非常に読みにくく，軽微な修正で改善の見込みがないもの

などが挙げられます。

5. 上記1(2)に挙げた“有用な情報”としては、

- (1) 学術的な価値のあるもの（オリジナリティ）
- (2) 応用的な価値のあるもの（実用性）

のいずれかを含むものとします。即ち，本学会では，リモートセンシングが極めて学際的な学問分野であることから，学術面あるいは応用面において新規な内容を含むものを評価します。応用面における新規な内容としては、

- (1) 既に開発された手法，機器等の改善，改良
- (2) 既に開発された手法，機器等の他の分野への応用
- (3) 既に開発された手法，機器等の複合利用など

を積極的に評価するものとします。

6. 迅速な査読は、会員（投稿者、読者）に対するサービスの点からも不可欠です。迅速な査読のために、以下の点に特に配慮してください。

(1) 査読コメントは問題点・修正点を明確・具体的に記載する。

(2) 再査読回数は原則として1回とする。

なお、期限内の査読が困難な場合は、できるだけ早く編集事務局に連絡するようお願いします。

7. 投稿論文は未発表のものに限ります。既発表として扱う基準は、例示すると次のとおりです。

(1) 定期刊行物（学会誌、商業誌、月刊、季刊等、査読の有無を問わない）に掲載された論文は既発表とみなす。大学 Bulletin は定期刊行物に含める。

(2) 査読を行う会議（学会大会、学会研究会、国際会議等）の会議録に掲載された論文は既発表とみなす。

以上

平成7年1月23日 制定

平成22年12月24日 改定

平成25年1月22日 改定

令和2年12月25日 改定